

令和6年第2回（2月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月26日（月）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和6年第2回（2月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんお疲れ様です。最近また非常に寒くなり体調管理が難しくなっております。</p> <p>1月の地震の影響はまだまだ落ち着いていなく、能登は当然ですが、この河北においてもまだまだの状況だと思えます。今後の事を考えますとそう簡単には戻らないのが実態だと思えます。</p> <p>その中ではございますけれども、もう春で農作業もいよいよ始まりつつあります。今年は何とかなればいいなと思っている事でございます。</p> <p>また昨日、農林事務所で収入保険制度について聞いておりましたら、本制度に入っていますと今回の地震対象になる事を聞きまして、良かった面もありますが、とにかく復旧復興が長期的に渡るかと思えますが、なんとか元の状況に戻れるような事を願っています。挨拶はその程度にして、早速ですが始めたいと思えます。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席委員は、末廣委員と中村委員の2名であります。それから、推進委員の吉野委員は若干遅れて来るという見込みでございます。</p> <p>それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 3番 今本委員、 5番 前多委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあられました、 3番 今本委員 5番 前多委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案第5号 農地法第3条 許可申請	会 長  事務局	<p>それでは、「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第5号 整理番号1番から5番について朗読説明】</p> <p>整理番号1番については、震災により移住し住宅、農地及び機械等も含めて取得となります。農作業についてはこれまでも田の耕作をしており、徐々に耕作をしていきたいとのことです。</p> <p>整理番号2番については、譲り受人は近くで工場を営んでおりま</p>

<p>議案第 5 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>す。今まで借りて耕作していたところを返すことになり、近隣で探していたところ話がまとまりました。</p> <p>整理番号 3 番・4 番については、申請地隣接の宅地に住宅を建て耕作もしていく計画となっております。</p> <p>また、整理番号 5 番については、譲受人所有地の隣接地であります。申請面積が 13 m<sup>2</sup>とわずかですが農地として管理していくとのことです。</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。</p> <p>これで、議案第 5 号整理番号 1 から 5 番の説明を終わります。</p>
	<p>会長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>前多委員 現地調査</p> <p>本日、10 時 30 分より今本委員・事務局と現地調査してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番</li> <p>地震によって被災した方で、田んぼについては、夏粟の柿団地の下です。田んぼにはちょっと難しいと思いますが、畑にしても日当たりが悪いところだけど、手入れをすれば直ぐにでも耕作できる状態でした。</p> <li>・整理番号 2 番</li> <p>道路に面し、少し斜めな所です。雑草が生えていますが、耕起すれば問題はありません。</p> <li>・整理番号 3 番</li> <p>小学校の近くです。段々畑になっていますが、隣接地に住宅建設することからすぐ耕作もでき問題はありません。</p> <li>・整理番号 4 番</li> <p>ここも住宅の横に畑を作ることに問題・障害はありません。</p> <li>・整理番号 5 番</li> <p>隣接地にはハウス 2 棟があります。細長い地面ですが簡単な野菜程度であれば問題ありません。</p> <p>以上でした。</p> </ul>

<p>議案第 5 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>会 長</p> <p>地区担当委員</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番 大田委員 現地調査の前多委員の報告のとおりで、後 2 年程で会社を辞めて模索をしていたところに、自宅が震災に遭ったという事です。住まいも含め作業道具場もあったという事です。今後は農業をしながら余生を送りたいという話でした。よろしくお願いします。</li> <li>・整理番号 2 番 竹田委員 前多委員からの報告のとおり、雑草が生えていますが手を掛ければ出来るかなと思うので問題はないと思います。</li> <li>・整理番号 3 番 竹田委員 隣接する所に家を建てて、そこで耕作するという事なので特に問題はないと思います。</li> <li>・整理番号 4 番 高橋委員 住宅の中にありまして、住宅を建て、申請地について畑として使用するようです。現地を確認しに行きましたら木も伐採されていて問題ないと思いました。以上です。</li> <li>・整理番号 5 番 松本委員 前多委員さん報告のとおりで、本当に 2 坪あるかないかの小さな土地です。駐車場の後ろで畑作とか出来ない様な小さい場所で、花でも植えれば良いのかなと思う土地でした。問題ないと思います。</li> </ul>
<p>議案第 6 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により、「議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。</p> <p>続きまして、「議案第 6 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 6 号 整理番号 1 番から 10 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p>

<p>議案第 6 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>議案第 6 号整理番号 1 番から 5 番及び 7 番から 10 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地、整理番号 6 番については、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する」との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。</p> <p>また、整理番号 6 番については、土地所有者の先代が平成 14 年に車庫を建設しそのまま相続し現在に至っております。今回転用事業者が自己住宅建設計画により農地法の手続が必要な事を知った次第であり、始末書が提出されていることを補足いたします。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 5 号の説明を終わります</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>前多委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番</li> </ul> <p>現地を見に行ってきた。隣に家が建っており、横に畑がある住宅地で問題はありませんでした。</p> <p>今本委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 2 番</li> </ul> <p>申請者の実家の隣に住宅を建てる計画です。周辺は境界も擁壁もしっかりしていて問題はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 3 番</li> </ul> <p>住宅地の中にあり境界がしっかりしていて問題ないかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 4 番・5 番</li> </ul> <p>4 番、5 番ですが、これも住宅地の中にあり何も問題ないと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 6 番</li> </ul> <p>給食センター前の道路沿いに駐車場となりますが、隣に住宅もあり、これも問題ないと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 7 番</li> </ul> <p>隣接に住宅もあり特に問題ないと思えます。</p>

<p>議案第 6 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>今本委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 8 番 こちら道路沿いであり、住宅地の中ですので、何の問題もないと思います。</li> <li>・整理番号 9 番 国道すき家の直ぐ裏手になります。区画になっており問題ないかと思ひます。</li> <li>・整理番号 10 番 ここも自己住宅用地で、住宅地の中ですので問題ないと思ひます。</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>会 長</p>	<p>1 番は今日欠席で御座いますので、何か聞いておりましたらお願いします。</p>
	<p>地区担当委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 1 番 中村委員（欠席） 事務局の方からお預かりしましたコメントについてご説明いたします。 第 5 条整理番号 1、中村委員より本日電話により、人家連担しており特に問題ないという事を委員会の場で説明してほしいとの旨の電話がありました。</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>2 番、3 番については先程今本委員の方から話がありましたので省略したいと思います。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 2 番 今本委員（現地調査で報告）</li> <li>・整理番号 3 番 今本委員（現地調査で報告）</li> </ul>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理番号 4 番 油野委員 20 日の午前中に現地を確認して来ました。 整理番号 4 番につきましては、申請者は親子関係にありまして、この農地は家屋が連担している所で、アパートが後ろにありました。車庫を建てていましたが、始末書が出ているという事なので、周りの農地に影響を与える事ではなく、問題はないと思ひます。</li> <li>・整理番号 5 番 油野委員 旧町時代に区画整理を行った農地であり住宅が連担しています。周りに農地がありますが、農地に影響を与える事では問題はないと思ひます。 以上です。</li> </ul>

議案第 6 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	6 番、7 番、今日末廣委員欠席ですけれど、事務局の方で何か聞いておりますか。
	地区担当委員 事 務 局	<p>・整理番号 6 番・7 番 末廣委員（欠席）</p> <p>整理番号 6 番ですが、こちらは背面が宇野気川、そして市道と住宅に囲まれている土地であり、特に問題無いかという様な形で報告を受けております。</p> <p>整理番号 7 番ですが、こちら人も人家の連担している地域でありまして、特に問題は無いという様なお電話をいただいております。</p> <p>以上です。</p>
	地区担当委員	<p>・整理番号 8 番・9 番・10 番 長原委員</p> <p>整理番号 8 番と 10 番ですが、住宅地の中に農地があるという形で、住宅を建てても隣接の農地には影響は無いかと思います。</p> <p>また整理番号 9 番については、こちら人も道路沿いの住宅地でまた、近くには店舗等も有ります。貸店舗という事ですので、こちら人も特に問題は無いかと思っております。 以上です。</p>
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 6 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	事 務 局	【報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】朗読説明
	事 務 局	報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第 3 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業委員会活動 1・1・1 運動推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員会活動 1.1.1 運動」についてですが、今月は農業委員 1 番・2 番・推進委員 B グループの方からご報告をお願いします。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	<p>1 番 油野委員</p> <p>担当地区の1月から12月までの総会での議案件数を調べてみました。3条が2件、5条が11件。1年間で4,400㎡の宅地化がなされている。0.4ha程宅地化されていきました。前年度は0.7ha強が宅地化されており、最近周りを見ておりますと、農地が段々無くなって来たという事です。耕作されている方も、知人以外は余り居なくなり、高齢化も進み、耕作者が非常に少なくなってきたなという思いでいます。個人的な話ですが、1月1日の地震があった関係から分かりませんが、自身の家庭菜園でモグラが活動を致しまして、畑の周りに穴を空けています。JA職員に相談しましたら、モグラは殺してはダメだぞと言う事で、振動を与える小さな器械と来ないような薬を買い対処しております。以上です。</p>
	当番委員	<p>2 番 長原委員</p> <p>昨日、大崎の土地改良区総会がありまして、今回の地震で、相当の被害を受けております。住宅を失くされた方も相当おいでます。家を壊して建てようという方もおいでますが、今の所に建てても心配という声が出ています。大崎の方は、結構皆さん農地を持っておりまして、内灘から白尾に貫ける大崎の五字地区になりますが、そこは一部農振の用途から外れていますが、大崎方が纏まって農振地域の所に家を建てる事は出来ないかと質問がありました。でも、うちの大崎の皆は、指定解除は難しいし無理なんじゃないかなと意見がありました。もし、集団で住宅用地を取得したいとの意見が出た時に、そういう需要としての解除が簡単に出来るのか、するしないは別ですが可能性としてはどうなのかなと、自分なりに気になり聞いてみます。</p>
	会 長	事務局の分かる範囲内でお願います。
	事務局長	<p>確認した訳ではないので、自分の経験上での範囲でお話します。</p> <p>先ず、可能か不可能かと言うところで、恐らく可能でないかと思われれます。</p> <p>但し、みなさんで集団的に可能かというところはちょっと分かりませんが、農振除外の基本的なところでは、その網の掛かっている所を外さなければならぬ理由がしっかりしている事が大事です。大崎の方が大崎地内に家を建てるのに、そこしかもう土地がないという事が言い切れればそれは可能です。</p> <p>また、その言い切れる人が、極端な話10人程いると言う話が成立するのであれば考えると思います。今はこんな話しかできませんが。</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	長原委員	<p>分かりました。可能性はあるのかとそんな話だけだったので。</p> <p>ただ、大崎の耕作者の方もおいでるので、また貸し剥しみたいになってくると思いますし、そういう事もまたこれから問題になってくるとかと思えます。ありがとうございます。</p>
	会 長	<p>今回の地震関係で非常に大きな問題だと思えます。その辺はまた、市の方と打ち合わせして頂ければ良いと思えます。</p>
	当番委員	<p>Bグループ推進委員 瀬戸委員</p> <p>地震の影響はほとんど無かったのですけれども、墓地公園の所の道が陥没して日常生活に都合が悪く、これから農作業も多くなってきますので早く復旧して欲しいです。長柄用水がどこまで復旧しているのか、また水が早くくれば良いなと思うのですがその辺の目途をお願いします。</p>
	会 長	<p>事務局で分かる範囲でお願いします。</p>
	事務局長	<p>先ず、災害で崩れた道路ですが、多分、元女の五差路だと思います。あその部分については、先ず災害査定を受けないといけない所です。現在、災害査定を受ける日程については担当課に確認しないとわからないですが、農林の案件で言うと最短で4月です。</p> <p>その後に設計し工事を発注するという事になると、今の段階ではいつになるか分からない状況になります。元女の五差路の辺りの崩れ方を見ますと、土質調査等しっかりした調査をしなければいけないという所で、相当時間が掛かってしまうのかなと思われま。元女地区や黒川地区、箕打地区の方々は相当不便だと思いますし、もちろん若緑の方々も、回らないと農地に行けないという事があると思います。工程等が分かる様でしたら、別の機会にでもお伝えできればなと思えます。</p>
	事 務 局	<p>長柄用水については、順次上流の上大田の方から、側溝の壊れている部分を取替たり、堆積している土砂の撤去をしております。</p> <p>一番下流部、分水石の近い所で、柿団地の崩れた下の所にありますけれど、そこも柿団地の崩れた土砂が長柄用水にかなり詰まっておりますが、何とか今年度中に通水できるような形で進んでおります。今のところは予定通りだと思っております。以上です。</p>
	大田委員 事 務 局	<p>今年度中は3月までか。</p> <p>3月までです。</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>当番委員</p>	<p>Bグループ推進委員 森委員 瀬戸委員の関連でございますが、長柄町生産組合長より工事業者が工事を進めていることは聞いております。来月からは、長柄町夏粟も用水の江堀を4回程予定しています。出来るだけ早く通水をしてほしいという理由は、一回泥も一緒に流さないといけないという事で、出来るだけ早く通水を出来ないかというお話でした。これは去年の7月の豪雨でございます。震災の影響はさほど無かったと聞いております。 以上です。</p>
<p>管内の情勢</p>	<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。次回は、3番 今本委員、4番 松本委員、来月はCグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
<p>管内の情勢</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。</p>
<p>管内の情勢</p>	<p>村井委員</p>	<p>それでは、今回の地震関連についてですが、皆さんご存知のとおり能登地区については、田んぼが出来ない圃場が、未だ確認は出来ていないですが、1,000ha規模の田んぼが出来ないという状況です。管内でも内灘地区で約60haで、パイプラインがダメになってしまっているので、2年から3年作付けは出来ないであろうという状況に陥っています。もう1回圃場整備をしなくてはという所まで進んでおり、そうすると今度は地元負担をどうするか。耕作者の殆どが高齢化していて負担金は出せないと、そんな話になっておりなかなか進まない状況です。石川県全体でも能登のその作付け出来ない面積をカバーするという事で、本来なら石川県で飼料米とか転作で大分主食用米は減りますが、震災の関係で転作はしなくもよく、主食用米をという様な状況になっています。2月より農協でも去年まで飼料米を作っていた生産者や集落へ主食用米に切り替えてくださいと説明しています。ひとつ問題があり、飼料米でも専用品種で作っておられる多種性の品種という事で、通常主食用米というのは人間が食べてもいい米ですけれど、飼料米の専用品種というのは多種性で、牛とか豚に食べさせる主食用ではない米で、そういう品種をこれまで作っていた方に主食用米に出来たら替えてほしい事をお願いしております。少しでも主食用米を作られる様に、頑張っているところです。ただ、種の問題とか急な話で種が厳しくなっており、まだまだ調整をしている最中です。そのような状況で、石川県中大変なことになっているという状況でございます。</p>
<p>管内の情勢</p>	<p>会 長</p>	<p>地震の影響で大変なことになっているという様な事かと思います。</p>

<p>その他</p>	<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p> <p>次回、3月の総会は、3月26日（火）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、6番 高橋委員、7番 竹田委員です。推進委員の方は、Cグループの出席となります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>閉 会</p>	<p>事務局長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>今月（2月）の委員報酬は、3月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和6年2回（2月）の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">14時15分終了</p> <p>【農地ナビ 及び 農業者年金研修会を実施】 15時15分終了</p> <p>議事録署名委員</p> <p>会長</p> <p style="text-align: center;">[Redacted]</p> <p>3番</p> <p style="text-align: center;">[Redacted]</p> <p>5番</p> <p style="text-align: center;">[Redacted]</p>